

大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター（豊中分館）放射線障害予防規程

（目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター（豊中分館）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）総長 法人の代表者である学長
- （2）センター 大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター
- （3）施行規則 昭和35年総理府令第56号
- （4）放射線施設 施行規則第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設
- （5）センター長 センター長又は副センター長
- （6）取扱等業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者
- （7）立ち入り者 管理区域に立ち入るすべての者
- （8）R I 放射性同位元素
- （9）汚染物 R Iによって汚染された物及び汚染されたおそれのある物
- （10）放射性廃棄物 R I及び汚染物の廃棄物
- （11）協会 公益社団法人日本アイソトープ協会
- （12）部局長等 センター長及び従事者が所属する部局長

（放射線障害防止に関する組織及び職務）

第3条 センター長は、センター（豊中分館）における放射性同位元素等の取扱及び放射線障害の防止に関する安全管理の責任を有し、係る業務を総括する。

- 2 センター（豊中分館）における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。
- 3 センター長は、センターに放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置き、放射性同位元素等の安全管理及び放射線障害の防止に関する必要な事項を審議する。その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等は大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター安全委員会規程で規定する。

（放射線取扱主任者）

第4条 センター（豊中分館）に、放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者を置く。

- 2 放射線取扱主任者の選任については、理学研究科及び、センター（豊中分館）の職員のうち第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から総長が行うものとし、総長はこれを部局長等に専決させるものとする。これを解任するときも、同様とする。
- 3 前項に掲げる選任及び解任を行った場合は、速やかに総長に届け出るものとする。
- 4 放射線取扱主任者として、以下の者を置く。
 - （1）実務主任者
 - （2）総括主任者
- 5 実務主任者は、第1項の職務を行うため、センター（豊中分館）において、次の各号に掲げる実務に当たる。
 - （1）予防規程の改正等への参画
 - （2）法令に基づく申請、届出及び報告の審査
 - （3）立入検査等の立会い
 - （4）センター長に対する意見の具申
 - （5）安全委員会の開催の要求
 - （6）使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査
 - （7）関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示
 - （8）教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示
 - （9）危険時等の対策及び措置

(10) その他放射線障害防止に関する必要事項

- 6 総括主任者は、前項に掲げる実務に加えて、取扱等業務従事者の従事者管理監査に当たる。また、前項の実務全般について、必要に応じて実務主任者と協議のうえ、前項に掲げる実務を総括する。
- 7 部局長等は法第36条の2の規定に基づき、放射線取扱主任者に選任後1年以内（選任前1年以内に受講していた者は、その受講の翌年度の開始日から3年以内）、その後は翌年度の開始日から3年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の代理者及び放射線取扱主任者補佐の選任)

第5条 放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。

- 2 代理の期間が30日以上主任者の代理の選任又は解任は、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 主任者の代理者は、第4条第4項に掲げる者の実務を代理する。
- 4 必要に応じて放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者（以下「主任者」という。）を補佐させるため放射線取扱主任者補佐（以下「主任者補佐」という。）を置き、センター長が委嘱する。
- 5 主任者補佐は、次の各号に掲げる実務を補佐する。
 - (1) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
 - (2) 使用状況等並びに放射線施設及び帳簿書類等の監査
 - (3) 関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示
 - (4) 危険時等の対策及び措置

(管理室の設置)

第6条 放射線施設の維持・管理、ならびにR I等を安全管理し、放射線障害の発生を防止するためセンター（豊中分館）に管理室を置く。

- 2 管理室に管理室長を置き、センター専任教員の中からセンター長が任命する。
- 3 管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 管理室長
 - (2) 主任者及び主任者補佐
 - (3) センター（豊中分館）技術職員及び事務職員

(取扱等業務従事者の登録と職務)

第7条 センター（豊中分館）において、R I等の取り扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録されなければならない。

- 2 前項の規程により登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は放射線施設若しくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、放射線施設又は管理区域に管理室の許可を受けて一時的に立ち入る者はこの限りでない。
- 3 取扱等業務従事者は、放射線障害を防止するために必要な事項を遵守して教育研究活動を行うほか、センター長及び主任者等が実施する放射線障害の防止に関する活動、業務の改善活動並びに異常時及び事故時の措置に協力しなければならない。

(施設の維持管理)

第8条 管理室長は、センター（豊中分館）放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合させるため、6月の期間ごとを標準に自主点検項目に従い点検を行い、その結果を記録する。

- 2 前項の点検により異常を認めるときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を主任者、センター長及び理学研究科長に報告しなければならない。なお、必要に応じて作業計画書の作成等を行い、主任者、センター長及び理学研究科長の事前確認を取ること。
- 3 センター長及び理学研究科長は、前項の報告のうち、センターで対処できない異常については、大阪大学原子力研究安全委員会施設・設備等検討部会（以下「施設・設備等検討部会」という。）に報告しなければならない。
- 4 管理室長は、年度ごとに放射線管理状況報告書を作成し、所定の期日までに主任者を通じて、センター長に提出しなければならない。
- 5 センター長は、前項の報告書を受領したときは、所定の期日までに総長を通じて原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 6 管理室長は、R I貯蔵室、廃棄物保管室及び管理区域の外に通じる扉を施錠し、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させなければならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第9条 立入者は、センター長及び主任者等が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

2 管理区域に一時的に立ち入る者は、管理室の許可を得なければならない。

3 立入者は、管理区域への立入りに際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理区域内立入りに際し、大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター（豊中分館）立ち入り記録に記録すること。

(2) 個人被ばく線量測定のため、大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)施設測定記録要項（以下「センター（豊中分館）測定記録要項」という。）に規定された適切な放射線測定器を着用すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって取扱等業務従事者でない者（以下「一時立入者」という。）にあつては、外部被ばくおよび内部被ばくにおいての実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。

(3) 専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。

(4) 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等R Iを体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。

(5) R Iを体内摂取した時、又はそのおそれがあるときは、主任者の指示に従うこと。

(6) 退出する時は、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある時は、除染を行い、もし除染が出来ない場合は主任者の指示に従うこと。

(7) 管理区域から器具等を持ち出す場合には、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。

4 管理室長は、管理区域の入口にR I等の取扱に関する注意事項及び貯蔵室の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

第10条 主任者は、R I等の取扱方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又はR I等の使用禁止等必要な措置を講じることができる。

(RIの移動と事前承認)

第11条 センター（豊中分館）で使用するR Iを購入する場合、又はR I等、汚染物並びに放射性廃棄物を外部から搬入し、もしくは外部へ搬出する場合（下限数量以下のR Iを管理区域外を使用する場合を除く。）には、それぞれの種類、数量、年月日及び性状等についてあらかじめ利用案内に記載の手続きにより主任者の承認を得なければならない。

2 R I等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。

3 前項の取扱いについては、作業ごとに取扱責任者を定めるものとし、取扱責任者は、主任者の指導のもとに、当該従事者に対し適切な指示を与えるものとする。

(RIの登録)

第12条 センター（豊中分館）で使用又は保管するR Iは、すべて利用案内に記載の方法により登録されなければならない。

(RIの使用)

第13条 R Iの使用に際しては、次の各号に定める事項を厳守するほか、主任者等の指示に従わなければならない。

(1) R Iの使用に当たっては使用責任者を定め、それぞれの種類に応じて指定された場所においてのみ使用すること。また、使用責任者は、取扱等業務従事者に適切な指示を与えること。

(2) 一日最大使用数量の10分の1以上のR Iを使用する予定の作業は、事前に主任者に申告し、必要な指示を受けて行うこと。

(3) R Iの使用に際しては、各核種について承認された一日最大使用数量を超えて使用しないこと。

(4) 経験の少ない者は、R Iの取扱いに関して十分な知識と経験を有する者の同伴を得て作業を行うこと。

(5) 夜間、休日等には単独で作業を行わないこと。

(6) 使用に際して生じる排気、排水を含む廃棄物の種類と量及び周囲に与える汚染等の予想を立て、処理方法を計画しておくこと。

(7) 使用する核種とその数量、それに伴う放射線の種類と線量、遮蔽の方法とその効果、取扱物質の性質、特にその空气中飛散の可能性、取扱操作の方法、所要時間等に関する調査検討を行い、被ばくに対する事前評価を励行し、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。

(8) 放射線の量、空气中濃度又は身体、着衣及び周辺の物の表面汚染等について、適切な測定機器を用いて測定を行いながら作業すること。特に予想外の事態の発生には注意すること。

(9) 作業室内の換気が正常に行われていることを確認すること。

(10) R Iを含む気体、粉塵等を飛散させるおそれのある作業を行うときには、グローブボックス又はフード内で換気装置を働かせて行うこと。飛散のおそれのある試料には加湿、浸油あるいはカバーをかけるなど飛散を防止する対策を講じること。

(11) 汚染するおそれのある物品の表面は、ポリエチレンろ紙、ポリエチレンシート、粘着テープ、ペンキ、ワックスなどによつ

て覆い、除染を容易にできる対策をたてておくこと。

- (12) RIの容器には、取扱中は必ず所定の標識を付けて、RIの所在を明示すること。
- (13) 取扱いに当たっては、原則として、防護衣、帽子、手袋、マスク、眼鏡及びハンドクリーム等の使用により、できるかぎり人体の汚染を防止すること。
- (14) 多量のRIの飛散又は広範囲の汚染に気付いたときには、直ちに管理室に通報し、応急の措置を講じること。
- (15) 身体の汚染は、即刻除去すること。
- (16) 身体の除染には、ぬるま湯、浴用石鹸、中性洗剤又は柔らかいブラシ等によりできるだけ皮膚を痛めない方法を用いること。
- (17) 除染操作は、適切な測定により、常にその有効性を確かめつつ行うこと。
- (18) 汚染を発見した者は、できるだけ周囲の人の協力を得て、二次汚染の拡大及び無駄な廃棄物の発生の防止に留意しつつ、除染作業を行うこと。
- (19) RIによって汚染され、表面密度限度を超えた物及びその物が置かれた場所には、所定の標識を掲げること。
- (20) 汚染事故は、その終始を記録に残すこと。

2 密封されたRI（以下「密封RI」という。）の使用に際しては、関係法令及び前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に、放射線測定器による漏洩放射線の測定及び制御盤の指示等による安全を確認すること。
- (2) 使用中は、表示等により、他の者が作業室へ立ち入る事のないような措置を講じること。
- (3) 使用中における周囲の1センチメートル線量当量率を測定し、安全を確保すること。
- (4) 使用を終えたときは、直ちにRIを収納し、収納の不完全等による放射線の漏洩や破損による汚染のないことを、放射線測定器によって確認すること。

3 下限数量以下の密封されていないRIの管理区域外使用に際しては、放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター（豊中分館）下限数量以下の密封されていない放射性同位元素使用細則に定められた事項を遵守しなければならない。

（RIの保管）

第14条 RIの保管に際しては、次の各号に掲げる事項に従って行うほか、主任者等の指示に従わなければならない。

- (1) RIの保管に当たっては、管理室によって指定されたRI保管場所にて行うこと。
 - (2) RIの保管に際しては、利用案内記載の方法に従い帳簿に必要事項を記入すること。
 - (3) RIは、こぼれにくく、かつ、浸透しにくい容器に入れ、さらに受皿を用いるなど、汚染を防ぐ十分な措置を講じること。
 - (4) 保管容器の表面には、利用案内記載の方法に従い、その内容物の登録番号、種類、数量、保管責任者名等を表示すること。
 - (5) RIの保管には、その種類及び数量に応じて適当な遮蔽をほどこし、人が立ち入る場所に6マイクロシーベルト毎時以上の放射線の漏れが生じないようにすること。ただし、通常の方法でこの基準によりがたい時は、その付近に人が容易に近づかないように適切な措置を講じること。
 - (6) 空気を汚染するおそれのあるRIを保管する場合には、これを気密な容器に入れることにより、貯蔵施設内の人が呼吸する空気の濃度が、空气中濃度限度を超えないようにすること。
- 2 主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えてRIを保管しないように監督しなければならない。
- 3 保管責任者は、1年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を管理室長に報告しなければならない。

（RIの廃棄）

第15条 RI、汚染物又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

2 RI、汚染物又は放射性廃棄物を廃棄する場合には、次の各号に定める事項に従って行うほか、主任者の指示に従わなければならない。

- (1) 放射性廃棄物の保管廃棄は、廃棄物保管室で行うこと。
- (2) RI等の廃棄に際しては、主任者の指示に従い、廃棄物の表面に利用案内に記載の必要事項を記入すること。
- (3) 放射性廃棄物は、可能な限り協会への引渡しとすること。ただし、協会へ引渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合は、主任者の指示する分類及び方法に従って保管廃棄すること。
- (4) 放射性廃棄物は、協会指定の分類に合うように所定の容器等に保管廃棄すること。その際、できるだけ体積を小さくするよう努めること。
- (5) 液状放射性廃棄物は、原則として流しに放流しないこと。ただし、水溶性放射性廃棄物は、主任者が放射線障害の発生するおそれがないと認めるときは、廃棄設備によって廃棄することができる。放射線科学実験室においては、RIは一切放流せ

ず、実験で使用した器具なども流して洗わず全て保管廃棄すること。

(6) 気体状放射性廃棄物の処理又は高レベル放射性廃棄物の処理については、主任者の指示に従わなければならない。

3 密封R Iの廃棄に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、主任者等の指示に従わなければならない。

(1) 密封R Iは、廃棄してはならない。

(2) 密封R Iを廃棄業者等に引き渡す場合は、主任者にその旨を申告し指示に従わなければならない。

(測定)

第16条 管理室長は、放射線の量、R Iによる汚染の状況等についての測定を、主任者の指示に従って次の各号について行うものとする。また、センター(豊中分館)施設測定記録要項に規定された測定箇所及び測定の方法で記録するものとする。

(1) 放射線の量

(2) R Iによる汚染の状況の測定(表面密度、空气中又は水中濃度)

2 前項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後にあっては毎月(密封R Iを固定して使用する場合にあっては6月を超えない期間)ごとに1回行わなければならない。ただし、排気、排水設備については、排気又は排水のつど行う。

3 前項の規定にかかわらず、汚染の生じたと考えられる場合にはそのつど測定する。

4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。

5 第1項の測定は、センター(豊中分館)測定記録要項に定められた放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が困難な時は計算により行うことができる。

6 管理室長は、安全管理に係るセンター(豊中分館)測定記録要項に定めた放射線測定器等について、校正、簡素化した校正、または点検をセンター(豊中分館)測定記録要項に定めた期間ごとに行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

7 第1項の測定により汚染が発見された場合、管理室長が、当該実験室等を使用した使用責任者、当該保管場所の場合は保管責任者に伝え、当該責任者が除染を実施すること。除染の実施においては、必要に応じて当該責任者が除染計画を作成し、主任者の確認を取ること。

第17条 取扱等業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用しなければならない。その際、外部被ばく線量の測定は大阪大学個人被ばく線量の測定要項により行い、放射線測定器を用いて測定することができない場合は、計算によって算出することとする。また、内部被ばく線量についても同要項により行うものとする。

2 放射線測定器は、線量計測業者又は管理室が測定するものとする。

3 取扱等業務従事者が他の使用施設で放射線作業を行う時も、前2項に準ずるものとする。

4 前3項の測定結果は、大阪大学放射線総合管理システム(以下、総合管理システムという。)を用いて部局長等が永年保存する。また、部局長等はその記録の写しを記録のつど本人に交付しなければならない。

5 センター以外の部局に所属する取扱等業務従事者の個人被ばく線量は、所属部局の主任者の指示のもとに所属部局において測定するものとし、当該部局長は、測定結果を永年保存する。また、当該部局長は、その記録の写しを記録のつど本人に交付しなければならない。

(教育及び訓練)

第18条 センター長は、取扱等業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は放射線業務に従事する前については、法に定める項目及びセンター教育及び訓練実施要項(以下、センター教育訓練実施要項という。)に定める時間数の教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後又は放射線業務の開始後は、翌年度の開始日から1年を超えない期間ごとにセンター教育訓練実施要項に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法に定める項目の一部又は全部について、センター教育訓練実施要項に定める基準を満たす十分な知識及び技能を有するとセンター長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

3 センター長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対してセンター教育訓練実施要項に定める放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第19条 大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長は、大阪大学において取扱等業務従事者の健康診断を実施する。健康診断結果の写しは、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長が本人に交付しなければならない。

2 部局長等は、取扱等業務従事者に対し、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を受けさせなければならない。ただし、学外等で実施されている健康診断の診断書の写し、または他の放射線施設が発行した健康診断を実施し

た旨記載の従事者証明書、または必要事項が記入された電離放射線障害防止規則様式第1号の2の電離放射線健康診断個人票の提出をもって代えることができる。

3 部局長等は、前2項の健康診断及び医師の意見に応じ、キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

(1) 要注意の場合 作業時間の短縮、作業の内容制限

(2) 要制限の場合 配置転換

(3) 要療養の場合 休養加療

4 部局長等は、センター（豊中分館）に所属する取扱等業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断を受けさせ、必要な保健指導等の適正な措置を講じなければならない。

(取扱等業務従事者の転出等の際の措置)

第19条の2 センター長は、取扱等業務従事者が配置換え、転出又は退職等により異動する場合は、当該取扱等業務従事者の取扱等に係るR I等の他の取扱等業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第20条 安全管理に必要な帳簿は、次の各号に掲げるとおりとし、センター長は、必要事項を確実に記帳させなければならない。

(1) R Iの受入れ、払出しに関する帳簿

(2) R I使用に関する帳簿

(3) R I保管に関する帳簿

(4) R I廃棄に関する帳簿

(5) R I運搬に関する帳簿

(6) 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿

(7) 取扱等業務従事者の被ばく線量に関する帳簿

(8) 取扱等業務従事者の健康診断に関する帳簿

(9) 教育訓練に関する帳簿

(10) 取扱等業務従事者の登録簿

(11) 管理区域立入記録

(12) 施設点検記録

2 主任者は帳簿を点検する。

3 帳簿は、毎年4月1日に開設し、3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、取扱等業務従事者の被ばく線量に関する帳簿並びに健康診断に関する帳簿は、総合管理システムにおいて永年保存し、その他は管理室で5年間保存する。

(地震等の災害時における措置)

第21条 豊中市で大規模自然災害大規模自然災害(震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊(住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合)又はセンター(豊中分館)放射線施設に火災その他の災害が起こった場合には、次の各項に定めるところにより応急の措置をとらなければならない。

2 災害の発見者は、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

3 災害の発見者は、放射性同位元素等の取扱いに係る緊急対応マニュアル(以下、緊急対応マニュアルという。)に従い、必要に応じて措置を講ずるものとする。

4 センター長は、通報を受けたときは、直ちに施設点検記録に従い、放射線施設を点検しなければならない。

5 主任者は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内のR I若しくはその収納容器に延焼する火災が発生した場合(事業所内運搬中の場合を含む)には、異常事態が発生しなくても原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

(災害時の措置)

第22条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 前項の緊急事態の発見者は、緊急対応マニュアルに従い、障害の防止に努めるとともに、直ちにその旨を次の各号に掲げる者のいずれかに通報しなければならない。

- (1) センター長
- (2) 管理室長
- (3) 主任者

3 通報を受けた者は、直ちに前項で掲げた者と相互に連絡しなければならない。

4 センター長は、直ちに災害の防止の措置を講じるとともに、事業所の汚染が認められる場合は、当該区域への立入禁止措置を執るものとする。

5 主任者は、避難警告その他法令及び緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、放射線科学基盤機構長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

6 センター長は、緊急作業が必要な場合は緊急作業に従事する者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。

7 主任者は、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、センター長及び管理室長に状況を報告しなければならない。

- (1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がある場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。
- (2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。
- (3) R I を他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周辺には縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の立入りを禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。
- (4) 緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。

8 センター長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

(危険時及び事故時の措置)

第23条 第1号から第8号までに掲げる事故が発生したときは、別表2に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

(1) R I の盗取又は所在不明が発生した場合

(2) 気体状の R I 等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(3) 液体状の R I 等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(4) R I 等が管理区域外で漏えいしたとき。

(5) R I 等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

ア 漏えいした液体状の R I 等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の R I 等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ウ 漏洩した放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(6) 施行規則第14条の7第1項第3号若しくは第14条の11第1項第3号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

(7) R I 等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が取扱等業務従事者にあつては5ミリシーベルト、取扱等業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

(8) 取扱等業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

2 管理下でない R I が発見されたときは、別表3に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

3 緊急事態の発見者は、直ちにその旨を次に掲げる者のいずれかに通報しなければならない。

- (1) センター長
- (2) 管理室長
- (3) 主任者

4 通報を受けた者は、直ちに前項で掲げた者と相互に連絡しなければならない。

- 5 センター長は緊急対応マニュアルの定める応急の措置を講ずる判断をする。
- 6 センター長は、緊急作業が必要な場合は緊急作業に従事する者を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。
- 7 主任者は、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、センター長及び管理室長に状況を報告しなければならない。
- (1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がある場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。
 - (2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。
 - (3) R Iを他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周辺には縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の立入りを禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。
 - (4) 緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。
- 8 センター長は、必要に応じて、取扱等業務従事者並びにセンター（豊中分館）所属の主任者及び主任者補佐並びに大阪大学放射線科学基盤機構管理部門教職員（以下「放射線機構管理部門教職員」という。）及び大阪大学安全衛生管理部門員（以下「安全衛生管理部門員」）に応急の措置の協力を要請することができる。
- 9 センター長は、緊急作業に従事した者に対し必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。
- 10 センター長は、第1項第1号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちにその旨を所轄の警察署に通報しなければならない。
- 11 センター長は、第1項の事故の状況及びそれに対する対処を10日以内に総長及び原子力規制委員会の担当部局に報告しなければならない。

（情報提供）

第24条 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供は、安全委員会が担当し、センター長が総括する。

- 2 センター長は、前項の事態が発生したときは安全委員会内に問い合わせ窓口を設置し、安全委員会委員等に対応させる。なお、外部への情報発信は、大阪大学ホームページ等を通じて行う。
- 3 センター長は、発生した事故の状況、災害、危険事態の大きさ及び被害の程度に応じて情報提供する方法及び内容を安全委員会と協議し、次の各号に掲げる項目を必要に応じて随時提供する。
- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
 - (2) 汚染の状況等による事業所等外への影響
 - (3) 事故が発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
 - (4) 応急の措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
 - (7) その他の事故に関する情報
- 4 センター長は、必要に応じて取扱等業務従事者、放射線科学基盤機構長及び安全衛生管理部長に協力を要請することができる。

（業務の改善）

第25条 センター長は、放射線施設の放射性同位元素等の使用・管理等に係る安全を向上させるため、業務の改善活動を行わなければならない。

- 2 業務の改善活動は、大阪大学放射線施設自主安全管理点検活動要項に基づいて、以下に掲げる方法で行う。
- (1) 部局自主安全管理点検活動
 - ア 安全委員会は、センター安全点検計画を年度ごとに定め、センター安全点検計画を原子力研究安全委員会放射線安全管理部会（以下、放射線安全管理部会という。）に提出する。
 - イ 管理室長及び主任者は、センター安全点検計画に基づいて点検活動を実施し、自己評価する。
 - ウ 管理室長は、前項の結果をセンター長及び安全委員会に報告する。
 - エ センター長は、改善点について必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を安全委員会に報告する。
 - オ センター長は、点検で判明した不適合事項に関して講じた措置の内容及びやむを得ずセンターで対処出来ない不適合事項について、放射線安全管理部会に報告する。施設整備に関する課題については、原子力研究安全委員会施設・設備等検討部会（以下、施設・設備等検討部会）に報告する。

(2) 全学自主安全管理点検活動（隔年で実施）

- ア 放射線施設は、放射線安全管理部会より、部局自主安全管理点検活動で実施した内容及び方法について点検を受けるとともに、放射線安全管理部会が策定した施設点検方法に基づいて点検を受ける。
- イ 点検により不適合事項場合が判明した場合は、センター長は不適合事項を改善し、放射線安全管理部会に報告する。センターで対処出来ない場合は、その課題についても放射線安全管理部会に報告する。なお、施設整備に関する課題については、施設・設備等検討部会に報告する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学大学院理学研究科放射線科学実験室放射線障害予防規程（平成13年4月1日施行）は廃止する。

附 則

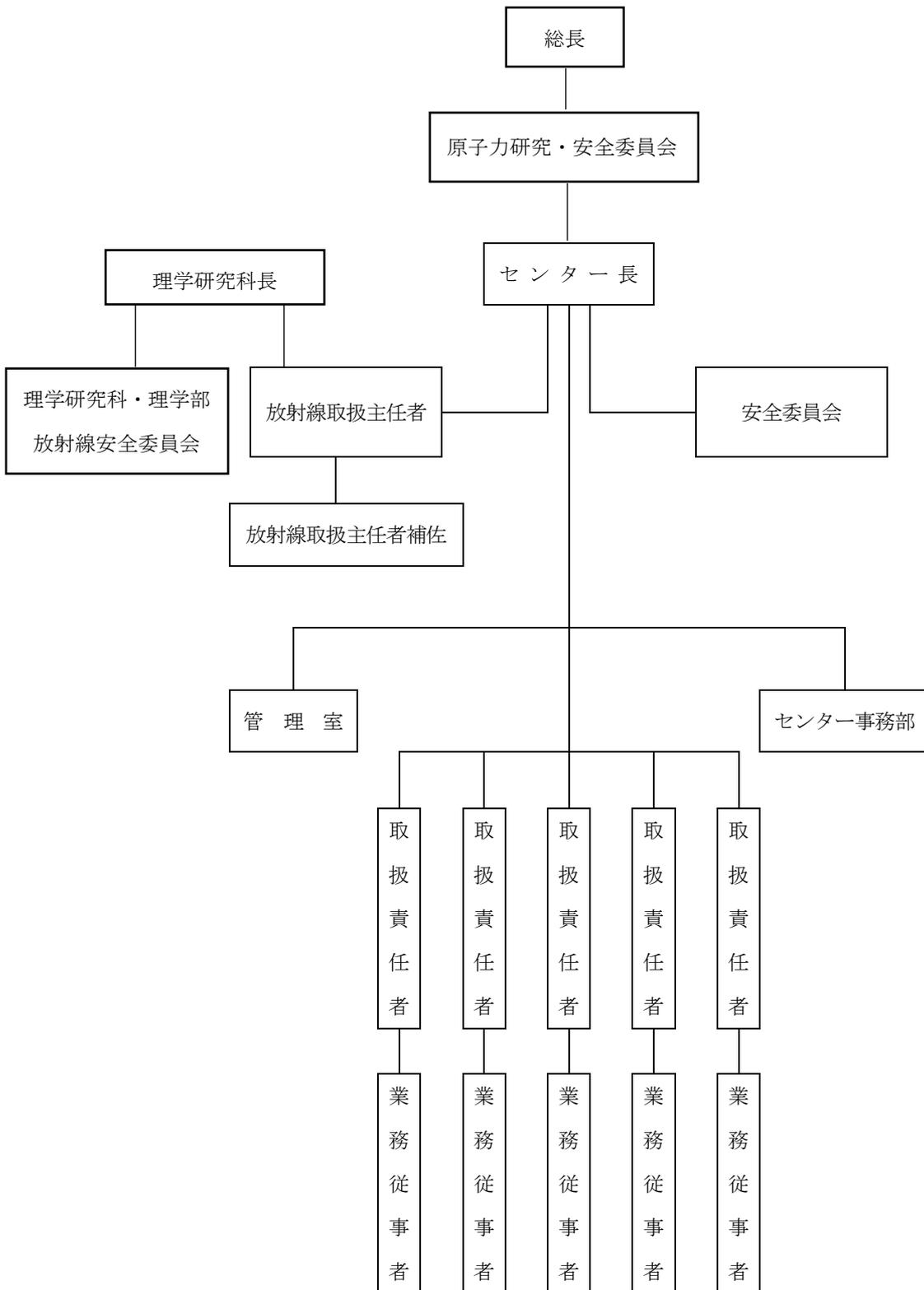
この改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年10月11日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別図

大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター（豊中分館）放射線障害防止に関する組織図



自主点検項目

点 検 項 目
1. 本実験室内外の浸水、地崩れの恐れ、耐火構造の状況
2. 管理区域境界の施錠の状況
3. 出入口の位置、数、施錠の状況
4. 扉の構造、種類、施錠の状況
5. 標識・掲示の位置、破損、劣化
6. 天井、壁、床の状況
7. 遮蔽物の状況
8. 洗浄施設、除染機材の状況
9. 汚染検査用測定器の状況
10. 流し、排水管の連結、漏れ、破損
11. フードの作動状況、排気管の連結
12. 室内の空気の流れ
13. 貯蔵容器の気密、汚染防止材等の状況
14. 保管廃棄容器の密閉、標識
15. 排気ダクトの破損
16. 排気ファンベルトのゆるみ、破損
17. 排気ダンパーの作動状況
18. 排風機（フィルター）の能力
19. 排水貯溜槽、希釈槽の破損
20. 排水バルブ、弁、ポンプの作動状況
21. 排気、排水監視装置の作動状況

* 自主点検記録様式は別に定める。